

入 札 説 明 書

この入札説明書は、愛媛県公営企業会計規程（昭和 46 年公営企業管理規程第 9 号。以下「会計規程」という。）及び本件電力の売却に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

別記中 1 のとおり。

2 入札参加者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 知事の審査を受け、令和 8 年度から令和 10 年度までの愛媛県製造の請負等に係る競争入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 入札参加申込書の受領期限の日から落札者の決定の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (5) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 に規定する小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 過去に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 31 条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法第 34 条第 4 項に基づき、国からその事業者名を公表された者でないこと。
- (7) 小売電気事業者としての令和 6 年度及び令和 7 年度の電力供給実績の平均が 220,550,000 k W h 以上であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、又は同法 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。また、法人であってその役員が暴力団員でないこと。

3 入札参加申込

入札に参加を希望する者は、入札参加申込書（様式 1）に必要書類を添えて提出しなければならない。

(1) 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

(2) 提出期間

令和 8 年 7 月 24 日（金）から令和 8 年 9 月 4 日（金）までの執務時間中（月曜日

から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までをいう。以下同じ)。

郵送等による場合は、期間内に下記(4)の場所に必着のこと。

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書(様式 1)

イ 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条の 2 に規定する小売電気事業の登録を受けている者であることが確認できる書類

ウ 小売電気事業者としての令和 6 年度及び令和 7 年度の電力供給実績が確認できる書類(電気関係報告規則(昭和 40 年通商産業省令第 54 号)様式第 2 第 1 表(発受電月報(全電気事業者の総括表))等)

(4) 提出場所

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

4 入札保証金

(1) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金に係る取扱いについては、会計規程第 176 条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下、「会計規則」という。)第 135 条から第 137 条までの規定による。

(3) 入札に参加を希望する者は、会計規則第 137 条の規定による入札保証金の免除を希望する場合は、3 の入札参加申込の際に、入札参加申込書兼入札保証金免除申請書(様式 1-1)に、3(3)に掲げるもののほか、以下のいずれかの書類を添えて提出すること。

・ 県を被保険者とする入札保証保険証書

・ 過去 2 年間に、国、地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約をしたことを証明する契約書の写し (注) 2 件以上

5 入札及び開札

(1) 入札書の提出方法

持参又は郵送等により提出すること。電送による提出は、認めない。

持参する場合は、開札の日時及び場所において関係者立会いの下で行うものとする。

(2) 郵送等による提出期限

令和 8 年 9 月 18 日(金)午後 5 時 15 分までに 3(4)に掲げる場所に必着のこと。

(3) 提出書類

ア 委任状(様式 2) ※入札参加者の代理人が入札する場合のみ必要。

イ 入札書(様式 3)

(4) 開札の日時及び場所

日時 令和 8 年 9 月 24 日(木)午後 1 時 30 分

場所 愛媛県公営企業管理局会議室(愛媛県庁第一別館 5 階)

(5) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、別添契約書(案)、会計規程及び契約に関して愛媛県公営企業管理者が別に定めるものを熟覧のうえ入札しなければならない。

この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記中 3 により質問を受け回答する。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (6) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (7) 入札参加者は、(1)又は(2)により提出した入札書の変更又は取消しをすることはできない。
- (8) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (9) 入札は1kWh当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を入札金額とすること。

【電力量料金について】（電力受給契約書（案）より引用）

第7条 乙が甲に支払う毎月の電力量料金は、次の基本料金と従量料金の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た金額（1円未満切捨）とする。

(1) 契約単価（消費税及び地方消費税を含まない。）

(2) 基本料金

基本料金は、契約単価に第3条に定める受給期間における各年度の予定売却電力量を乗じた額に10分の8を乗じた額の12分の1の額（1円未満切捨）とし、端数については各年度末月分の基本料金に合算するものとする。

※各年度の予定売却電力量は、電力受給契約書（案）に記載のとおり。

(3) 従量料金

従量料金は、契約単価に10分の2を乗じた額を従量料金単価とし、前条に定める方法により計量された各月の受給電力量に従量料金単価を乗じて得た金額とする。

- (10) 入札公告等により競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札は落札決定の対象としない。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。入札参加者又はその代理人が、開札の立会いを希望しないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立会わせてこれを行う。
- (12) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(11)の立会職員以外の者は入場することができない。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場することができない。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (15) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
- イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (16) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (17) 開札をした場合において、入札参加資格者又はその代理人の入札のうち、予定価格以上の価格での入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札

参加資格者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札をする。

- (18) 入札回数は3回を限度とし、3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積りに移行するものとする。

なお、見積りは、見積書（様式4）により行うものとする。

6 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 入札金額のない入札書
- (3) 入札参加資格者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (4) 件名等に重大な誤りのある入札書
- (5) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (6) 入札金額を訂正した入札書
- (7) 入札保証金を納付すべきこととされた場合において、納付した入札保証金の額が入札金額に予定売却電力量を乗じた額に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額の100分の5に達しない場合の当該入札書
- (8) 入札公告等において示した入札書の提出期限までに到着しなかった入札書
- (9) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (10) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最高入札金額以下の金額を記載した入札書
- (11) その他、入札に関する条件及び運用基準に違反した入札書

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格以上で最高価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び落札金額を、入札者に通知するものとする。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

8 契約保証金

会計規則第152条から第154条までの規定による。

9 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

10 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

11 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の照会先並びに申請書の提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 089-912-2156

12 その他必要な事項

- (1) 契約事務担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地は、別記中2のとおり。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人が負担するものとする。

別 記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
銅山川第一発電所外 6 発電所の発電電力の売却
- (2) 対象発電所
銅山川第一発電所（愛媛県四国中央市上柏町）
銅山川第二発電所（愛媛県四国中央市金砂町）
銅山川第三発電所（愛媛県四国中央市金田町）
富郷発電所（愛媛県四国中央市富郷町）
道前道後第一発電所（愛媛県上浮穴郡久万高原町笠方）
道前道後第二発電所（愛媛県東温市明河）
道前道後第三発電所（愛媛県東温市河之内）

- (3) 予定売却電力量
441, 100, 000 k W h （受給期間合計）

【内訳】

令和 9 年度 ： 215, 500, 000 k W h

令和 10 年度 ： 225, 600, 000 k W h

なお、対象発電所は水力により発電を行うため、気象状況等により受給電力量が変動することから、実際の売却に当たっては、予定売却電力量を保証するものではない。また、受給電力量が予定売却電力量と比較して増減する場合でも、買受人はその全量を購入するものとする。

- (4) 契約期間及び受給期間
契約期間 契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで
受給期間 令和 9 年 4 月 1 日 0 時から令和 11 年 3 月 31 日 24 時まで
- (5) 仕様
別添仕様書及び契約書（案）のとおり。

2 契約事務担当者等

- (1) 担当者 小林
- (2) 部局名 愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
- (3) 所在地 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
- (4) 電話番号 (089) 912-2794

3 仕様書等に係る質問及び回答

- (1) 受付期間
公告日から令和 8 年 8 月 28 日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までをいう。）
- (2) 受付方法
質問書（様式 5）を持参、郵送、電子メール、ファクシミリ等で(3)まで提出すること。電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。
- (3) 提出先
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電子メール：kigyousoumu@pref.ehime.lg.jp
ファクシミリ：089-947-6007
- (4) 質問への回答
受付期間中に受け付けたものについて、質問者が特定されないよう加工し全体を取りまとめたうえで、令和 8 年 9 月 2 日（水）までに電子メールにより回答する。
また、後日、開札日までに愛媛県公営企業管理局総務課ホームページに掲載する。